

売木村簡易水道事業経営戦略

団 体 名 : 売木村

事 業 名 : 簡易水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 29 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

給 水

供用開始年月日	昭和49年7月10日	計画給水人口	720 人
法適(全部・財務) ・非適の区分	非適	現在給水人口	551 人
		有収水量密度	72.3 千m ³ /ha

施 設

水 源	<input checked="" type="checkbox"/> 表流水, <input type="checkbox"/> ダム, <input type="checkbox"/> 伏流水, <input type="checkbox"/> 地下水, <input type="checkbox"/> 受水, <input type="checkbox"/> その他 (複数選択可)		
施 設 数	浄水場設置数	2	管 路 延 長 29,970 m
	配水池設置数	4	
施 設 能 力	281 m ³ /日	施 設 利 用 率	85.7 %

料 金

料 金 体 系 の 概 要 ・ 考 え 方	10m ³ までの使用量を含んだ定額の基本料金と、10m ³ を超える使用量について単価を乗じて算定する従量料金を組み合わせています。基本料金は口径別で異なる金額となっています。	
料 金 改 定 年 月 日 (消費税のみの改定は含まない)	平成26年4月1日	

組 織

簡易水道事業は住民課住民係が所管し、担当者は1名です。
担当者は簡易水道事業と農業集落排水事業とを兼務しています。

(2) これまでの主な経営健全化の取組

施設の維持管理業務を民間に委託し、また、担当者は農業集落排水事業と兼務することで人件費と経費を削減してきました。

*1 「広域化」とは、事業統合、経営の一体化、管理の一体化、施設の共同化をいい、それぞれの内容は以下のとおりである。なお、将来の広域化に向けた他団体との勉強会の設置や人事交流等について説明すべきものがあればその内容も記載すること。
経営主体も事業も一つに統合された形態、経営主体は一つだが、認可上、事業は別の形態、維持管理業務や総務系の事務処理などを共同実施あるいは共同委託等により実施する形態、浄水場、配水池、水質試験センターなどの施設を共同保有する形態

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について」(公営企業三課室長通知))による経営比較分析表)を添付すること。

収益的収支比率が100%を下まわっており、経常的な支出を経常的な収入で賄えていないこととなります。不足する財源は、一般会計からの繰入金で補てんをしています。
平成27年度の料金単価と給水原価を比較すると、料金単価は168円/m³、給水原価は688円/m³です。
料金収入だけで給水原価を賄う場合、現在の料金水準を約4倍に引き上げる必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

売木村の人口は減少を続けており、今後も同様の傾向が続くと見込まれます。給水人口も同様に減少する見込みです。給水人口の予測に当たっては、人口ビジョンによる人口の推計をもとに給水人口も同水準で減少するものとして、平成27年度の551人から平成38年度には486人まで減少すると推計しました。

(2) 水需要の予測

給水人口の減少に伴い減少する見込みです。有収水量の予測に当たっては、給水人口の推計をもとに同水準で減少するものとして、平成27年度で87,147^{m³}から平成38年度には76,788^{m³}まで減少すると予測しました。

(3) 料金収入の見通し

有収水量の減少に伴い減少する見込みです。料金の改定は平成31年度の消費税の改正による影響以外は織り込んでいませんが、料金の見直しが必要になる見込みです。収納率は既に高い水準にあり一定の前提で試算をしています。平成27年度の14,639千円から平成38年度には12,963千円まで減少する見込みです。

(4) 施設の見通し

平成10年度に管路の大部分と主要な設備の更新をしていますが、設備は管路より耐用年数が短く、前回更新した設備が再び更新時期を迎えています。一部の管路については、耐用年数を経過しており順次布設替えを進める必要があります。今後10年間で約5,000万円の更新投資を予定しています。

(5) 組織の見通し

担当者は1名で、上下水道を兼務しています。両事業を維持していくためにはこれ以上の削減は困難な状況です。当面、現在の体制を継続していきます。

3. 経営の基本方針

経営の効率化
施設維持管理業務の他にも第三者委託を検討し経営の効率化に努めます。

有収率の向上
老朽管路の布設替による漏水防止や定期的な漏水調査を実施し、漏水の監視強化を推進することにより有収率の向上に努めます。

適切な料金水準の検討
安定的な事業運営を維持していくために、水道料金について受益者負担の原則、独立採算制の原則から適切な水準を検討し、定期的な見直しを実施します。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画) : 別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

収支計画のうち投資についての説明

目 標	耐用年数を経過した設備の更新を進めます。 基幹管路について耐震化を進めます。
-----	---

緊急度、重要度から優先順位をつけて計画的に更新を行います。
管路の更新に当たっては、耐震管に置き換えることで耐震化を進めます。
建設改良費は計画期間内で約5,000万円を見込んでいます。

収支計画のうち財源についての説明

目 標	定期的な料金体系の見直しを行い適正な料金水準を維持します。
-----	-------------------------------

過去、料金収入だけでは財源が不足するところ、一般会計からの繰入金収入で補てんをしてきています。
収支計画には料金の改定は織り込んでいませんが、適正な料金水準を検討し料金体系の見直しが必要です。

一般会計からの繰入は、総務省の通知による繰入額(基準内の繰入金)を超える額が必要な見込みです。

建設改良費の財源として国庫補助金及び一般会計からの繰入金を予定しています。
なお、地方債の残高は償還が進むため、平成38年度には平成27年度末の残高より減少している見込みです。

収支計画のうち投資以外の経費についての説明

事業の維持の為に最低限必要な水準まで削減をしてきており、民間委託の範囲の拡大や広域化等によるさらなる業務の合理化も検討しますが、収支計画においては現状水準で推移する想定をしています。
消費税の改正による影響は平成31年度以降に反映させています。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。
 また、(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間内の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュール等について記載する必要があること。

投資について検討状況等

民間の資金・ノウハウ等の活用 (PFI・DBOの導入等)	事業の規模や地理的特性から難しいと考えられますが、他の類似団体の事例なども研究し可能性を探ります。
施設・設備の廃止・統合 (ダウンサイジング)	施設利用率は類似規模団体に比べ大幅に高く能力に余裕のある状態ではありません。現状の設備の規模を維持していきます。
施設・設備の合理化 (スペックダウン)	施設利用率は類似規模団体に比べ大幅に高く能力に余裕のある状態ではありません。現状の設備の規模を維持していきます。
施設・設備の長寿命化等の 投資の平準化	耐用年数を経過した管路や設備が発生しています。長寿命化を図りつつ更新をしていき、投資の平準化を図ります。
広域化	事業の規模や地理的特性から難しいと考えられますが、他の類似団体の事例なども研究し可能性を探ります。
その他の取組	

財源について検討状況等

料 金	定期的な料金体系の見直しを検討します。
企 業 債	計画期間内での起債は予定していません。
繰 入 金	当面は財源不足を補うために基準外の繰入金も想定せざるをえません。また、建設改良費の財源としても繰入金を予定しています。
資産の有効活用等(*2)による 収入増加の取組	遊休資産はありません。災害時の補助電力用として小水力発電を導入していますが、通常時の収入源とできないか検討します。
その他の取組	

*2 遊休資産の売却や貸付、債券運用の導入、小水力発電や太陽光発電など

投資以外の経費についての検討状況等

委 託 料	近隣団体との包括契約など、削減の余地が無いか検討します。
修 繕 費	計画的な布設替えにより対症療法的な修繕費の発生を抑制できないか検討します。
動 力 費	新電力会社からの調達などによる削減の可能性を検討します。
職 員 給 与 費	他の事業との兼務をすることで実質的に削減を図ります。
その他の取組	

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

経営戦略の事後検証、 更新等に関する事項	毎年度進捗管理(モニタリング)を行うとともに、3～5年に一度を目安として見直し(ローリング)を行います。
-------------------------	--

経営比較分析表

長野県 売木村

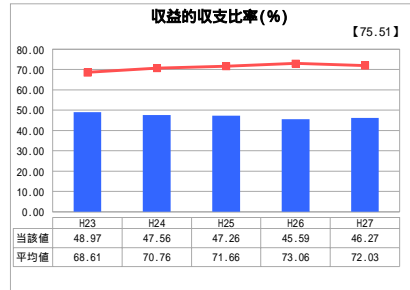
業務名	業種名	事業名	類似団体区分
法非適用	水道事業	簡易水道事業	D4
資金不足比率(%)	自己資本構成比率(%)	普及率(%)	1か月20m ³ 当たり家庭料金(円)
-	該当数値なし	95.49	2,900

人口(人)	面積(km ²)	人口密度(人/km ²)
597	43.43	13.75
現在給水人口(人)	給水区域面積(km ²)	給水人口密度(人/km ²)
551	12.06	45.69

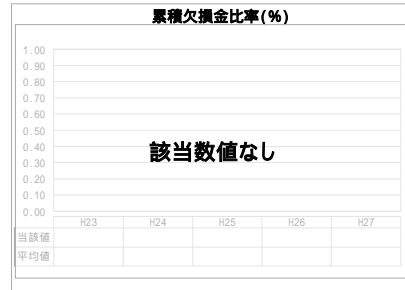
グラフ凡例

■ 当該団体値(当該値)
 - 類似団体平均値(平均値)
 【】 平成27年度全国平均

1. 経営の健全性・効率性



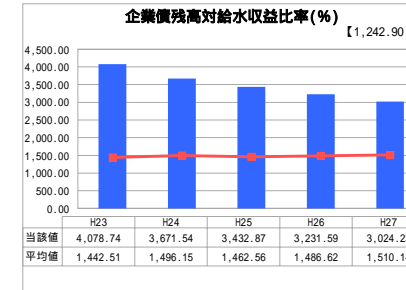
「単年度の収支」



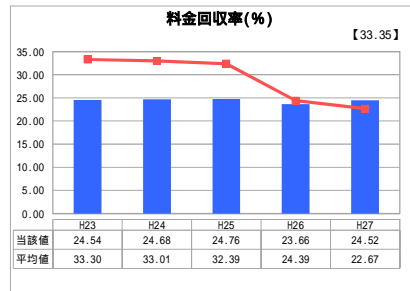
「累積欠損」



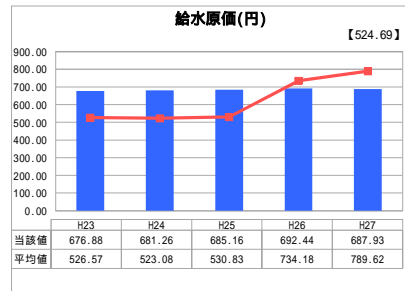
「支払能力」



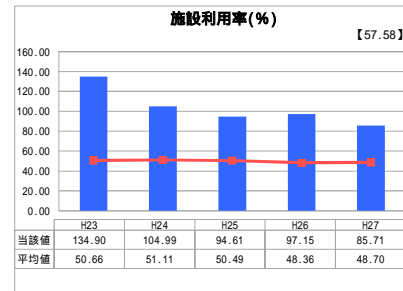
「債務残高」



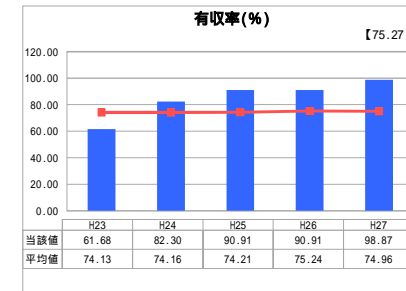
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」



「施設の効率性」



「供給した配水量の効率性」

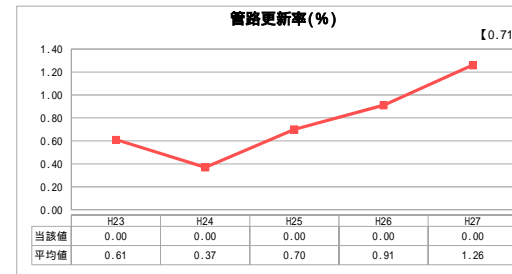
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「管路の経年化の状況」



「管路の更新投資の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について

収益的収支比率については、給水収入が少ないため平均を大きく下回り続けている。給水収益のみで経営していくためには、現在の人口が必要であり、独立採算での経営は、難しい状況です。

企業債残高対給水収益比率については、平均を大きく上回っています。人口が少なく収益が上がらないことと、起債残高が非常に多いためです。建設から十数年が経過し、起債残高が減ってきているため、差は徐々に改善しつつあります。

料金回収率(%)については、事業全体に占める料金回収率が、起債の残高が減るのに合わせて、平均水準まで近づいてきていますが、給水収益以外でまかなわれているため、適切な料金収入の確保が必要です。

給水原価については、起債償還金が多いため、高い数値で推移しており、費用の効率性はよくない状況です。

施設利用率(%)については、H25-26と大規模漏水を発見修繕したことにより、下がってきました。今後も発見・修繕に努めることで、余裕のある施設運営としていきたいと考えています。

有収率(%)については、有収率も施設利用率と同様、漏水を減らしたことで上がってきました。

2. 老朽化の状況について

管路について建設から、約20年を経過し老朽化しつつあるが、管路については延長24,080mで、時間漏水が1mほどとなっている。

その他について施設も老朽化し、村単で修繕・更新等を行ってきたが、平成29年度から計画的に機器の更新を行っていく。

全体総括

売木村の簡易水道は、当初から「建設費については、一般会計から支出しなければ採算が取れない。」という事を前提に始まった。全体では、収入支出の6.4%が、起債の償還という零細企業で財政的に健全と云えない状態。今後もより一層経費節減に努め、効率的な経営を行っていく必要がある。

平成23年度から平成25年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出していますが、管路更新率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分		年 度		前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見 込	本年度 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
		前	後												
収 益 的 収 入	1 総 収 益 (A)	1 総 収 益 (A)	42,454	43,415	42,546	42,045	41,735	41,199	40,684	40,201	39,608	39,047	34,013	30,505	
		(1) 営 業 収 益 (B)	14,677	14,287	14,132	13,978	14,082	13,929	13,764	13,601	13,440	13,280	13,123	12,963	
		ア 料 金 収 入	14,639	14,287	14,132	13,978	14,082	13,929	13,764	13,601	13,440	13,280	13,123	12,963	
		イ 受 託 工 事 収 益 (C)													
		ウ そ の 他	38												
		(2) 営 業 外 収 益	27,777	29,128	28,414	28,067	27,652	27,270	26,920	26,600	26,169	25,767	20,890	17,542	
		ア 他 会 計 繰 入 金	27,777	29,128	28,414	28,067	27,652	27,270	26,920	26,600	26,169	25,767	20,890	17,542	
	イ そ の 他														
	2 総 費 用 (D)	2 総 費 用 (D)	24,719	25,273	23,993	23,004	22,093	20,990	19,902	18,777	17,618	16,421	15,276	14,491	
		(1) 営 業 費 用	11,716	13,268	13,018	13,089	13,271	13,295	13,368	13,441	13,516	13,591	13,667	13,743	
		ア 職 員 給 与 費	7,007	7,007	7,077	7,148	7,219	7,292	7,364	7,438	7,512	7,588	7,663	7,740	
		ウ ち 退 職 手 当													
		イ そ の 他	4,709	6,261	5,941	5,941	6,051	6,003	6,003	6,003	6,003	6,003	6,003	6,003	
		(2) 営 業 外 費 用	13,003	12,005	10,975	9,915	8,822	7,695	6,534	5,336	4,102	2,830	1,609	748	
ア 支 払 利 息		13,003	12,005	10,975	9,915	8,822	7,695	6,534	5,336	4,102	2,830	1,609	748		
ウ ち 一 時 借 入 金 利 息															
イ そ の 他															
3 収 支 差 引 (A)-(D) (E)		17,735	18,142	18,552	19,041	19,642	20,209	20,782	21,423	21,990	22,627	18,737	16,013		
資 本 的 収 入	1 資 本 的 収 入 (F)	1 資 本 的 収 入 (F)	17,611	22,154	23,209	23,739	24,480	24,309	24,954	25,553	27,077	27,476	23,984	14,755	
		(1) 地 方 債													
		ウ ち 資 本 費 平 準 化 債													
		(2) 他 会 計 補 助 金	17,551	20,786	21,661	22,191	22,867	22,941	23,564	24,163	25,385	25,863	22,166	13,783	
		(3) 他 会 計 借 入 金													
		(4) 固 定 資 産 売 却 代 金													
		(5) 国 (都 道 府 県) 補 助 金		1,368	1,548	1,548	1,613	1,368	1,390	1,390	1,692	1,613	1,818	972	
	(6) 工 事 負 担 金	60													
	(7) そ の 他														
	2 資 本 的 支 出 (G)	2 資 本 的 支 出 (G)	35,345	40,203	41,773	42,833	44,121	44,513	45,739	46,937	49,078	50,113	42,514	26,593	
(1) 建 設 改 良 費		244	4,104	4,644	4,644	4,839	4,104	4,169	4,169	5,076	4,839	5,454	2,916		
ウ ち 職 員 給 与 費															
(2) 地 方 債 償 還 金 (H)		35,101	36,099	37,129	38,189	39,282	40,409	41,570	42,768	44,002	45,274	37,060	23,677		
(3) 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金															
(4) 他 会 計 へ の 繰 出 金															
(5) そ の 他															
3 収 支 差 引 (F)-(G) (I)		17,735	18,050	18,565	19,095	19,641	20,205	20,785	21,384	22,001	22,637	18,530	11,839		
収 支 再 差 引 (E)+(I) (J)			92	12	54	1	5	3	39	11	10	207	4,175		
積 立 金 (K)															
前 年 度 か ら の 繰 越 金 (L)		1	1	93	81	28	29	34	31	70	59	49	256		
前 年 度 繰 上 充 用 金 (M)															
形 式 収 支 (J)-(K)+(L)-(M) (N)		1	93	81	28	29	34	31	70	59	49	256	4,431		

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
翌年度へ繰り越すべき財源(O)													
実質収支黒字(P) (N)-(O) 赤字(Q)		1	93	81	28	29	34	31	70	59	49	256	4,431
赤字比率($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)													
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		71.0%	70.7%	69.6%	68.7%	68.0%	67.1%	66.2%	65.3%	64.3%	63.3%	65.0%	79.9%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した 資金不足額(R)													
営業収益-受託工事収益(B)-(C)(S)		14,677	14,287	14,132	13,978	14,082	13,929	13,764	13,601	13,440	13,280	13,123	12,963
地方財政法による 資金不足の比率((R)/(S)×100)													
健全化法施行令第16条により算定した 資金不足額(T)													
健全化法施行規則第6条に規定する 解消可能資金不足額(U)													
健全化法施行令第17条により算定した 事業の規模(V)		14,677	14,287	14,132	13,978	14,082	13,929	13,764	13,601	13,440	13,280	13,123	12,963
健全化法第22条により算定した 資金不足比率((T)/(V)×100)													
他会計借入金残高(W)													
地方債残高(X)		444,531	408,432	371,303	333,114	293,832	253,423	211,853	169,085	125,083	79,809	42,749	19,072

他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度	前々年度 (決算)	前年度 (決算) 見込	本年度 平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
収益的収支分		27,777	29,128	28,414	28,067	27,652	27,270	26,920	26,600	26,169	25,767	20,890	17,542
うち基準内繰入金		6,502	22,128	21,914	21,467	21,002	20,520	20,020	19,500	18,969	18,417	17,890	17,542
うち基準外繰入金		21,275	7,000	6,500	6,600	6,650	6,750	6,900	7,100	7,200	7,350	3,000	
資本的収支分		17,551	20,786	21,661	22,191	22,867	22,941	23,564	24,163	25,385	25,863	22,166	13,783
うち基準内繰入金		17,551	18,050	18,565	19,095	19,641	20,205	20,785	21,384	22,001	22,637	18,530	11,839
うち基準外繰入金			2,736	3,096	3,096	3,226	2,736	2,779	2,779	3,384	3,226	3,636	1,944
合 計		45,327	49,914	50,075	50,257	50,519	50,210	50,484	50,763	51,554	51,630	43,056	31,325